

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律)抄
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行期日

昭和四十四年法律第八十五号

第一項の認可

第三号

第二項

第三項

第四項

第五項

第六項

第七項

第八項

第九項

第十項

第十一項

第十二項

第十三項

第十四項

第十五項

第十六項

第十七項

第十八項

第十九項

第二十項

第二十一項

第二十二項

第二十三項

第二十四項

第二十五項

第二十六項

第二十七項

第二十八項

第二十九項

第三十項

第三十一項

第三十二項

第三十三項

第三十四項

第三十五項

第三十六項

第三十七項

第三十八項

第三十九項

第四十項

第四十一項

第四十二項

第四十三項

第四十四項

第四十五項

第四十六項

第四十七項

第四十八項

第四十九項

第五十項

第五十一項

第五十二項

第五十三項

第五十四項

第五十五項

第五十六項

第五十七項

第五十八項

第五十九項

第六十項

第六十一項

第六十二項

第六十三項

第六十四項

第六十五項

第六十六項

第六十七項

第六十八項

第六十九項

第七十項

第七十一項

第七十二項

第七十三項

第七十四項

第七十五項

第七十六項

第七十七項

第七十八項

第七十九項

第八十項

第八十一項

第八十二項

第八十三項

第八十四項

第八十五項

第八十六項

第八十七項

第八十八項

第八十九項

第九十項

第九十一項

第九十二項

第九十三項

第九十四項

第九十五項

第九十六項

第九十七項

第九十八項

第九十九項

第一百項

第一百一項

第一百二項

第一百三項

第一百四項

第一百五項

第一百六項

第一百七項

第一百八項

第一百九項

第一百十項

第一百十一項

第一百十二項

第一百十三項

第一百十四項

第一百十五項

第一百十六項

第一百十七項

第一百十八項

第一百十九項

第一百二十項

第一百二十一項

第一百二十二項

第一百二十三項

第一百二十四項

第一百二十五項

第一百二十六項

第一百二十七項

第一百二十八項

第一百二十九項

第一百三十項

第一百三十一項

第一百三十二項

第一百三十三項

第一百三十四項

第一百三十五項

第一百三十六項

第一百三十七項

第一百三十八項

第一百三十九項

第一百四十項

第一百四十一項

第一百四十二項

第一百四十三項

第一百四十四項

第一百四十五項

第一百四十六項

第一百四十七項

第一百四十八項

第一百四十九項

第一百五十項

第一百五十一項

第一百五十二項

第一百五十三項

第一百五十四項

第一百五十五項

第一百五十六項

第一百五十七項

第一百五十八項

第一百五十九項

第一百六十項

第一百六十一項

第一百六十二項

第一百六十三項

第一百六十四項

第一百六十五項

第一百六十六項

第一百六十七項

第一百六十八項

第一百六十九項

第一百七十項

第一百七十一項

第一百七十二項

第一百七十三項

第一百七十四項

第一百七十五項

第一百七十六項

第一百七十七項

第一百七十八項

第一百七十九項

第一百八十項

第一百八十一項

第一百八十二項

第一百八十三項

第一百八十四項

第一百八十五項

規定期により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなす。

第五条第四項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五条第一項の規定は、第一項の認可について准用する。

第五条第一項及び前条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めることにより、その全部又は一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(失業保険に係る保険関係の成立等に関する経過措置)

第五条の二 第五条第一項及び前条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めることにより、その全部又は一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(失業保険に係る保険関係の成立等に関する経過措置)

第五条の三 第五条の規定による改正後の失業保険法(以下「新失業保険法」という。)第六条第一項の規定による改正前の失業保険法(以下「旧失業保険法」という。)の規定による被保険者が失業保険法等の一部改正法附則第二条第一項に規定する事業に該当する場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が開始された日又はその事業が開始された日」である。

(新失業保険法第六条の規定による被保険者が失業保険法等の一部改正法附則第二条第一項に規定する事業に該当する場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が開始された日又はその事業が開始された日」である。

くは第十三条」と、同法第八条中「同法第八条第一項」とあるのは、「徴収法第八条第一項」とする。

第十三条 徵収法第六条の規定は、第九条又は第十条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する規定による失業保険に係る保険関係の消滅について準用する。

第十四条 事業の期間が予定される事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

(有期事業に関する経過措置)

第十五条 事業の期間が定められる事業に関する当該保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料(以下「労働保険料」という。)の納付については、労働省令で別段の定めをする

ことができる。

(継続事業の一括に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に旧失業保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。

二 この場合において、旧失業保険法第十一條の二の規定により政府が指定した一の事業は、徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した

ことである。

(一般保険料率の特例に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧失業保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。

二 この場合において、旧失業保険法第十一條の二の規定により政府が指定した一の事業は、徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した

ことである。

(徴収法第十二条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労働保険に係る保険関係が成立した後

の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号）第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、年金たる保険給付」とする。

の者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行つてゐる労働者に対しても、当該療養補償を労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、労災保険法第三章第十一節及び第二節の規定により、傷病補償年金を支給することができる。

3
事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

2 節及び第三節の規定により保険給付を行うことができる。

該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤による負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に

一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因となつた事故の発生した時において当該事業に使用されたものに對しても、当該負傷又は疾病が労災法

保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により、傷病年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

関係の成立前に発生した複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十九条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる複数事業労働者に対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険料の支払に影響する事によつて

係る保険関係の成立後に発生したものとのみならず、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により、複数事業労働者傷病年金を支給することができる。

事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

はより、三書面第三の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤（労災保険法第七条第一項第三号の通勤）をいう。次項

において同じ）による負傷又は疾病（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾患に限る。次項

した事例に起因する負傷の原因に附合する事例において同じく、つき療養を必要とすると思われる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時ににおいて当該労働者に適用すべき二種類のうち、当該負傷事

は使用されていたものに關しても、當該負傷者は疾病が労災保険に係る保険關係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第二節及び第三節の規定により保険給付を行うこと

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険料が支拂ふべき事無き。

関係の成立前に発生した通勤による負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険

法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因となつた事故の発生した時ににおいて当該事業に雇用されて

いたものに対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第三節

3 の規定により、傷病年金を支給することができ
事業主は、その使用する労働者の過半数が委
る。

前一項の申請をしなければならない。

第十九条		第十条		第五条		第六十条	
保険関係が成立し、又は消滅したものについての保険年度	保険関係があつたものについての保険年度	その保険年度	その保険年度	その保険年度	その保険年度	までの保険年度	までの保険年度
第五十五条第一項第一号の事業において同じ。) 第十五条第一項第一号の事業にあつては、そ	第三項において同じ。) 第十五条第一項第一号の事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認が取り消された日。 第三	その保険年度	その保険年度	の経過した日	の経過した日	から	まつた日
徴収期間	徴収期間	徴収期間	徴収期間	徴収期間が始まつた日	徴収期間が始まつた日	まつたものに	まつた日

